

(介 42) (FAX 送信 A4・3 枚)

平成 23 年 3 月 29 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕 司



東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した  
事業者に係る介護職員処遇改善交付金の取扱いについて (介護関係)

今般の東北地方太平洋沖地震等により被災した事業者に関する、介護職員処遇改善交付金に係る事務の取扱いにつきまして、厚生労働省より Q&A が発出されました。

平成 22 年度介護職員処遇改善交付金につきましては、平成 22 年 1 月～平成 23 年 4 月までの 16 月間のうちの連続する 12 月間が賃金改善実施期間として事業者ごとに定められているところであります。

しかしながら、今般の地震で被災したことに伴い、賃金改善計画内の交付金の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて交付金の従業者への支給がなされることが見込まれる場合については、都道府県の判断において、期間を超えて支給した場合においても、交付金の返還等は求めず、平成 22 年度の賃金改善額として認めて差し支えない旨が示されております。

また、交付金の賃金改善の実績については、5 月末までに都道府県に対して実績報告書を提出することになっておりますが、今般の被災状況を踏まえ、都道府県の判断において、提出期限を適宜延長することができる旨も併せて示されております。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、本内容につきまして貴会においてもご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した事業者に係る介護職員処遇改善交付金の取扱いについて (平 23.3.25 厚生労働省老健局介護保険計画課、振興課 事務連絡)

以上

事務連絡

平成23年3月25日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

振興課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により  
被災した事業者に係る介護職員処遇改善交付金の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した事業者に関する、介護職員処遇改善交付金に係る事務の取扱いについて、別添のとおりQ&Aを作成しましたので、特段の配慮をお願いするとともに、今般の地震による被災事業者に対する介護職員処遇改善交付金の取扱いについては、被災した事業者の賃金改善の実施状況等を考慮の上、都道府県の判断において適宜必要な対応を図られるようお願いいたします。

本件については、管内市町村に対しても、情報提供方よろしくお願いいたします。

【照会先】

老健局介護保険計画課企画法令係

財政第一係

（直通）03-3595-2890

振興課基準第一・第二係

（直通）03-3595-2889

(問1) 交付金対象事業者が東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により被災したことに伴い、賃金改善計画における改善実施期間内の賃金改善が困難となった場合の取扱い如何。

(答)

交付金による賃金改善実施期間については、

- ① 月数は交付金支給月数と同じでなければならない。
- ② 当該年度の概算交付の根拠となるサービス提供の期間の初月から、交付金支給終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。
- ③ 各年度において重複してはならない。

とお示ししており、平成22年度については、平成22年1月から平成23年4月までの16月間のうちの連続する12月間が事業者ごとに予め定められているところである。

しかしながら、賃金改善実施期間を平成23年3月又は4月までに設定している交付金対象事業者においては、今般の地震で被災したことにより、当該計画期間中の賃金改善の実施が困難となる事例も想定されるところである。

こうした事業者については、今般の地震により被災したことに伴い、賃金改善計画内の交付金の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて交付金の従業者への支給がなされることが見込まれる場合、都道府県の判断において、平成22年度の賃金改善実施期間を超えて従業者に対して支給された交付金の額を平成22年度の賃金改善額として認めて差し支えないものとする。

(問2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により被災した交付金対象事業者の実績報告書の取扱い如何。

(答)

交付金の賃金改善の実績については、5月末までに都道府県に対して実績報告書を提出することになっているが、今般の被災状況を踏まえ、都道府県の判断において、提出期限を適宜延長することができるものとする。